

医整第 1 7 3 号
令和 7 年 5 月 2 6 日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

臨床研究法施行規則の施行等について

このことについて、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長及び研究開発政策課長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111 (3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111 (263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011 (353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111 (353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111 (352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111 (261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111 (303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280